

「無登録の著作物」に焦点をあてた著作権法の見直しと整備を求める

—AI 技術の急速な発展に対応しうる著作権法の整備の必要—

2023年6月8日

三重大学名誉教授 山田康彦

今日、AI 開発の急速な展開の中で、AI が社会に与える可能性が期待されている。しかし他方で、諸調査などによって、AI によって著作物等が無断で利用され様々な権利侵害が生じていることが明らかになってきている。さらに AI の無軌道な使用によって、クリエイターなど多くの文化芸術従事者の仕事が失われ、ひいては我が国の文化芸術の地盤が崩れかねないことが危惧されてきている。

このような事態は、AI 技術の進歩に法制度や社会制度が追いついていないことを示している。当該法制度の一つである著作権法においては、AI の発展と関わって特に焦点が当たってきたのは、「無登録の著作権」と言われうる分野である。出版物などのように登録、管理された著作物と異なり、著作物を創作した時点で著作権が発生する事物や行為等がある。それが自然権としての著作権である「無登録の著作権」である。

この「無登録の著作権」が典型的に多いのが文化芸術分野の諸活動とその諸成果である。それらは著作権及び著作者人格権、さらに著作隣接権という広がりを持っている。そしてこの種の著作物は、管理・登録された著作物の範囲を超えて、広大な裾野を持っている。さらに注目されるのは、この「無登録の著作権」は、文化芸術従事者等だけでなく、その理念から言って国民一人ひとりが該当者となりうることである。したがってこのような著作権の考え方を広く共有することは、文化芸術・芸能従事者一人ひとりの尊厳と権利を守ることに資するとともに、国民一人ひとりの表現の尊重と権利を守ることに通じていくことになるはずである。

AI 技術の進歩が改めて著作権法に投げかけた問いは、従来は十分に目を向けなくても問題として顕在化しなかったこの広大な「無登録の著作物等」の著作権の位置づけや扱いを、どのように法的に整理し、かつ制度的に整備するかということである。むろんこれまでも関係する法的・制度的改善は行われてきた。だが今問われているのは、改めて「無登録の著作権」という視点から制度全体を根本のところから見直し、整備することにある。

例えば、次のような諸点から著作権法の見直しが求められよう。

- 1) 「無登録の著作権」が著作権法上明確に定義されているか。
- 2) 「無登録の著作物等」に対する著作権上の扱いが明確に示されているか。とくに
- 3) 「無登録の著作権」の保護および権利侵害に対する救済制度の整備。
- 4) 「無登録の著作権」を有する著作者の権利の行使や対価の保障。
- 5) デジタル化・AI 開発に当たっての「無登録の著作物等」の取り扱いの法的整備。

参考文献：拙著（2022）『芸術教育がひらく可能性』晩成書房、第Ⅱ章第3節参照。

略歴：1954年生。芸術教育論専攻。元三重大学理事・副学長。三重県総合博物館協議会長。



AIによる文化芸術・芸能・メディア関連クリエイターの知的財産の危機についての意見書

—文化芸術・芸能従事者の創造活動を保障する法制度の急速な整備・改善を—

2023年5月8日

日本芸能従事者協会専門研究員/明治大学兼任講師

桔川純子

現在、日本における文化芸術・メディア関係クリエイターの権利保障は非常に脆弱であり、急速なAI技術の発展は大きな脅威となっています。

アジアのなかでは韓国が、1998年からの金大中政権以降、歴代の政権が文化芸術を国家の重要な基幹産業と位置付けてきました。そして、現在韓国の文化芸術が世界を席卷していることは周知の事実となっています。しかし、国家ブランドを確立するための文化芸術も、その担い手たちの安全で安心な制作環境が保障されることによって成立します。

大韓民国憲法（全文改正1987.10.29憲法第10号）の第22条には、下記のように記されています。

第1項 全ての国民は学問と芸術の自由を有する。

第2項 著作者・発明家・科学技術者と芸術家の権利は法律により保護する

この憲法の条文にあるように、文化芸術・芸能従事者を保護するために、韓国では法制度が整えられてきました。例えば、「芸術家福祉法（芸術人福祉法）」（2011年）、「大衆文化芸術産業発展法」（2014年）、「芸術家の地位と権利の保障に関する法律」（2021年）などの法律が制定されることにより、標準契約書の作成、職業的地位と権利の保障、表現の自由の保障などが法律に盛り込まれています。

文化芸術は「不要不急」ではありません。人が人間らしく生きていくために必要不可欠なものです。韓国が行ってきたように、人間らしい暮らしを守っていくためにも、文化芸術・芸能従事者の創造活動を保障する法制度の急速な整備・改善が望まれます。

（文部科学省記者会にて発表）

略歴：大阪外国語大学修士課程修了。大学院時代に韓国慶熙大学大学院に留学。研究領域は、韓国の市民社会、社会文化など、2006年より韓国のシンクタンク「希望製作所」日本支部の設立に携わる。現在は明治大学、東洋大学などで非常勤講師を務め、日韓の市民交流の支援、フェア・ツーリズム（観光版フェア・トレード）事業にも関わっている。共著書に『危機の時代の市民活動』（東方出版）等

